

## 依頼料金・報酬制度

### 土地の測量

現況測量	80,000円～
○ 建物を建築するに当っておよその形状・面積を知りたいとき	上記費用には、官公署等での調査業務、現地調査業務、図面作成を含みます。 別途消費税がかかります。
○ 売却を考えていておよその面積を知りたいとき	
境界確定測量	250,000円～1,000,000円超
○ 売却したいとき	面積や形状、復元調査の難易度、隣地所有者数、境界標の埋設数で大幅に変わります。 上記費用には、官公署等での調査業務、現地調査業務、図面及び境界確認書の作成及び捺印収集業務、境界標埋設作業までを含みます。別途消費税がかかります。
○ 相続税として土地を物納するとき	
○ 分筆するとき	
○ 地積更正登記をするとき	
○ 表題登記をするとき	

### 土地の登記

土地の表題登記	境界確定測量 + 1筆 約45,000円～
○ 国有地の払い下げを受けたとき	前提として境界確定測量が必要です。 上記費用には、官公署等での調査業務、登記申請書類の作成、登記申請、登記完了後の全部事項の取得までを含みます。別途消費税がかかります。
○ 新たに土地が生じた場合	
○ いまだ登記されていない土地がある場合	
土地の地目変更登記	1筆 約35,000円～
○ 建物を取壊して駐車場にしたとき	上記費用には、官公署等での調査業務、登記申請書類の作成、登記申請、登記完了後の全部事項証明書の取得までを含みます。
○ 田や畑を造成して建物を新築したとき	
土地の地積更正登記	境界確定測量 + 1筆 約45,000円～
○ 売買などで面積確定を求められたとき	前提として境界確定測量が必要です。上記費用には、官公署等での調査業務、登記申請書類の作成、登記申請、登記完了後の全部事項証明書の取得までを含みます。
○ 相続税を土地で物納するとき	
○ 分筆するとき公募と地積が異なる場合	
土地の分筆登記	境界確定測量 + 1筆 約45,000円～
○ 土地の一部を分割して売却したいとき	同上
○ 土地の一部を抵当に入れて融資を受けたいとき	
○ 相続が発生して兄弟で土地を分けたいとき	
○ 相続税として土地の一部を物納したいとき	
○ 共有名義の土地を分割してそれぞれ単有の名義にしたいとき	
○ 土地の一部を別地目にしたとき	
土地の合筆の登記	約40,000円～
○ 隣り合った複数の土地を1筆にまとめたとき	上記費用には、官公署等での調査業務、登記申請書類の作成、登記申請、登記完了後の全部事項証明書の取得までを含みます。
○ 遺産相続の前提として合筆するとき	

建物の登記

建物の表題登記	80,000円～120,000円
○ 建物を新築したとき ○ 未登記建物を購入したとき ○ 以前に建物を新築したが登記をしていない場合	上記費用には、官公署等での調査業務、現地調査業務、登記申請書類の作成、登記申請、登記完了後の全部事項証明書の取得までを含みます。別途消費税がかかります。
建物表題部変更の登記	45,000円～80,000円
○ 建物の敷地の分筆又は合筆により敷地地番が変更した場合 ○ 他の土地にまたがるような増築をして、建物の所在に変更が生じた場合 ○ 建物の屋根の材質を変更したり、増築した場合 ○ 建物を増築したり、一部を取壊して建物の床面積に変更が生じた場合 ○ 附属の建物を新築した場合	同上
建物滅失の登記	1棟 約35,000円～45,000円
○ 建物を取り壊した場合 ○ 地震や火災等により建物が物理的に滅失した場合 ○ 建物は存在しないのに登記簿だけが残っているような場合	上記費用には、官公署等での調査業務、現地調査業務、登記申請書類の作成、登記申請、登記完了後の閉鎖事項証明書の取得までを含みます。別途消費税がかかります。
建物分割の登記	80,000円～120,000円
1個の建物として登記された数棟の建物について ○ 一部を分割して売却したいとき ○ 相続が発生して兄弟で分けたいとき ○ 共有名義の建物を分割してそれぞれ単有の名義にしたいとき	上記費用には、官公署等での調査業務、現地調査業務、登記申請書類の作成、登記申請、登記完了後の全部事項証明書の取得までを含みます。別途消費税がかかります。
建物合併の登記	80,000円～120,000円
○ 数個の建物として登記してある建物を理的変更を加えないで1個の建物としてまとめたいとき	同上
建物合体の登記	80,000円～120,000円
○ 2以上別個独立した建物の中に増築工事をして障壁の全部又は一部を除去したとき	同上
建物合体の登記	80,000円～120,000円
○ 2以上別個独立した建物の中に増築工事をして障壁の全部又は一部を除去したとき	同上
建物区分の登記	80,000円～120,000円
○ 区分建物を新築したとき ○ 1個の区分建物を数個の区分建物とするとき	同上